

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) 現状分析

当市の中心市街地には、青森市や秋田市をつなぐ奥羽本線のJR弘前駅、黒石市をつなぐ弘南鉄道弘南線の弘前駅、大鰐町をつなぐ弘南鉄道大鰐線の中央弘前駅の3つの鉄道駅があります。平成22年には東北新幹線が新青森駅まで延伸され、東京～弘前が3時間30分で結ばれ、鉄道を利用した首都圏からのアクセス性が高まりました。また、弘前駅前及び弘前バスターミナルからは市内循環100円バスや市内路線バスをはじめ、近隣市町村を結ぶ路線バスや青森空港線、盛岡、仙台及び東京への長距離バスが運行されています。

このように駅前が交通の結節点となっており、公共交通の利便性が高い地域となっています。

しかし、人口が減少しているのに対して、保有自動車数及び保有率はともに増加しており、保有率については、平成17年と平成26年を比較すると約6.5%増加と、自家用自動車への依存が高くなっています。

そのため、市内の路線バスの利用者は年々減少しており、平成17年度から平成26年度にかけては27.5ポイントの減少となっています。また、弘南鉄道でも、平成17年度から平成26年度にかけて弘南線が10.8%の減少、大鰐線では47.4%の減少となっています。

中心市街地を循環する「土手町循環100円バス」の利用者数は、東日本大震災以降（平成23年度以降）若干減少しましたが年間39万人あり、中心市街地への集客ポテンシャルはあることがわかります。

(2) 公共交通機関の利便性の増進及びその他一体的に推進する事業の必要性

地球環境問題への対応や、高齢化の進展による自動車利用困難者の増加、特に、当市においては中心市街地周辺部の高齢化に対応したまちなかの活性化が課題であり、公共交通を利用した中心市街地へのアクセスの向上が求められています。

このような状況を踏まえ、「出かけたくなる賑わいと魅力のあるまち」、「歴史・文化とふれあえる観光のまち」を包括的に実現するためには、(3)の事業を推進する必要があります。

アンケート調査によると、中心市街地の交通手段としては、自動車を使用する人が最も多い一方で、駐車場に対する不満が多くなっています。一部の民間駐車場では無料化を実施していますが、一層来街しやすい環境づくりに向けた対応が必要となっています。

また、中心市街地では、情報携帯ツール技術の革新やネットワークの発達による新たな情報提供の可能性を探るモデル事業が実施され、観光客や市民の利便の向上につながり一定の成果を上げましたが、平成23年度に運用を終了しています。このほか、観光振興への取り組みや城下町フォーラムの開催など、まちづくりに対する市民意識が高まっています。中心市街地には多くの歴史的・文化的資源が集積して

いますが、活用しきれていないため、これら資源を取り込みながら観光客の回遊性を高める事業を進めていく必要があります。

中心市街地には、観光、文化、学習などをテーマに、観光関係者、大学、NPOなど様々な主体による取り組みが行われていますが、まだ連携された活動には至っていません。今後、このような取り組みと中心市街地の活性化をいかに結びつけるかが課題となっています。

(3) 重点事業

- 中心市街地活性化協議会支援補助事業
- 吉野町緑地周辺整備事業【再掲】
- 中心市街地誘導型パークアンドライド事業
- 城東口駐車場整備事業
- まちなかお出かけパス事業
- 藤田記念庭園利活用事業【再掲】
- 景観形成・魅力発信事業
- 景観重要建造物保存・改修費助成事業
- 趣のある建物散策ガイドマップ作成事業
- 地域公共交通確保維持事業
- 交通結節点ネットワーク環境向上事業
- 歩きたくなるまちなか形成事業
- 市内循環バス事業
- サイクルネット活用促進事業
- 新幹線活用対策事業
- イベント列車運行事業

(4) フォローアップの考え方

計画期間の各年度において、事業の進捗状況を調査、確認し、状況に応じて事業促進のために必要な改善等を講じていくこととします。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 中心市街地活性化協議会支援補助事業 ○内容 弘前市中心市街地活性化協議会が行う活性化事業等に対する支援 ○実施時期 平成20年度～	弘前市	中心市街地活性化協議会が行う活性化事業や運営等に対して支援し、中心市街地活性化に向けた一体的な取り組みへの実効性が高まることは、「出かけたくなる賑わいと魅力のあるまち」、「歴史・文化とふれあえる観光のまち」の実現につながる必要な事業です。	○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業 ○実施時期 平成20年度～令和4年3月	区域内
○事業名 中心市街地誘導型パークアンドライド事業 ○内容 自動車交通の渋滞緩和と中心市街地のまち歩き誘導 ○事業時期 平成26年度～29年度	弘前市	郊外に設置した臨時駐車場と中心市街地を結ぶシャトルバスにより、さくらまつり期間の自動車交通の渋滞緩和や、中心市街地へ来街者を積極的に誘導することは、「出かけたくなる賑わいと魅力のあるまち」、「歴史・文化とふれあえる観光のまち」の実現につながる必要な事業です。	○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業 ○実施時期 平成29年度	
○事業名 城東口駐車場整備事業 ○内容 JR弘前駅城東口駐車場の管理システムの機器更新 ○実施時期 平成30年度～	弘前市	城東口駐車場の管理システムの機器更新により、駅周辺部の中心市街地にふさわしい交通結節点として一層来街しやすい環境づくりにつながるものであり、「出かけたくなる賑わいと魅力のあるまち」、「歴史・文化とふれあえる観光のまち」の実現につながる必要な事業です。	○支援措置名 中心市街地再活性化特別対策事業 ○実施時期 平成30年度	
○事業名 まちなかお出かけパス事業 ○内容 公共交通で中心市街地に来街す	弘前市	公共交通を利用する高齢者等の運賃軽減は、中心市街地への来街手段・機会の増加が期待でき、「出かけたくなる賑わいと魅力のあるまち」、「歴史・文化とふれあえる観光のまち」の実現に	○支援措置名 中心市街地活性化ソフト事業 ○実施時期 平成30年度～	区域内

る高齢者等への 運賃軽減 ○事業時期 平成27年度～		つながる必要な事業です。	令和4年3月	
-------------------------------------	--	--------------	--------	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 藤田記念庭園利活用事業【再掲】 ○内容 藤田記念庭園を活用した催事の開催 ○実施時期 平成25年度～	藤田記念庭園利活用事業実行委員会	庭園内の建物、園地、景観を利用した事業を実施し、藤田記念庭園の認知度とブランド力を高めることは、市民や観光客の入園の増加が図れることから、「出かけたくなる賑わいと魅力のあるまち」、「歴史・文化とふれあえる観光のまち」の実現につながる必要な事業です。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業の効果促進事業) ○実施時期 平成28年度～令和元年度	
○事業名 景観形成・魅力発信事業 ○内容 景観計画に基づいた景観形成の推進 ○実施時期 平成24年度～	弘前市	景観計画の周知やフォーラム等の開催により市民等の意識啓発を図り、当市の特徴的な景観の保全・形成等、円滑な景観計画が運用されることで、「出かけたくなる賑わいと魅力のあるまち」、「歴史・文化とふれあえる観光のまち」の実現につながる必要な事業です。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業の効果促進事業) ○実施時期 平成26年度～令和3年度	
○事業名 景観重要建造物保存・改修費助成事業 ○内容 景観重要建造物の指定及び改修等の支援 ○実施時期 平成24年度～	弘前市	景観重要建造物の指定制度を活用した、建造物所有者への助言や改修費の一部助成等を実施することにより、歴史的建造物の保全が図られ、当市の特徴的な景観の保全・形成が推進されることから、「出かけたくなる賑わいと魅力のあるまち」、「歴史・文化とふれあえる観光のまち」の実現につながる必要な事業です。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業の基幹事業) ○実施時期 平成26年度～令和3年度	
○事業名 趣のある建物散策ガイドマップ作成事業 ○内容 市民や観光客に	弘前市	市独自の指定制度である「趣のある建物」の紹介や、それらを巡る散策ルートを作成し、市民や観光客に市内を巡ってもらうことは、「歩いて出かけたくなる賑わいのあるま	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業の効果促進事業)	

対して歴史的・文化的建物を紹介するガイドブックの発行 ○実施時期 平成19年度～		ち」、「歴史・文化と触れあえる観光のまち」の実現につながる必要な事業です。	○実施時期 平成26年度～令和3年度	
○事業名 地域公共交通確保維持事業 ○内容 循環バス、路線バスの経路の見直し等を行う ○実施時期 平成27年度～	弘前市	地域住民と意見交換しながら、中心市街地公共交通のアクセス向上のための見直しを進めることは、「出かけたくなる賑わいと魅力のあるまち」、「歴史・文化とふれあえる観光のまち」の実現につながる必要な事業です。	○支援措置名 地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通確保維持事業/地域公共交通バリア解消促進等事業/地域公共交通調査等事業) ○実施時期 平成28年度～	
○事業名 交通結節点ネットワーク環境向上事業 ○内容 中心市街地の交通結節点を結ぶ循環バス等の実証運行など ○事業時期 平成26年度～	弘前市	弘南鉄道大鰐線中央弘前駅とJR弘前駅などの交通結節点を結ぶ循環バス等の実証運行などを行いながら、公共交通機関利用者の利便性向上が、利用者の増加につながる手法を検討することは、「出かけたくなる賑わいと魅力のあるまち」、「歴史・文化とふれあえる観光のまち」の実現につながる必要な事業です。	○支援措置名 社会資本整備総合交付金(都市再構築戦略事業) ○実施時期 平成27年度～28年度	
○事業名 歩きたくなるまちなか形成事業 ○内容 都市経営・公共的空間の利活用に関するシンポジウム、政策検討会を実施 ○実施時期 令和3年度	中土手町まちづくり推進会議	都市経営・公共的空間の利活用に関するシンポジウムや具体的な事業確立のための政策検討会の開催は、将来的な商店街等の経済活動の活性化につながるものであることから、「歩いて出かけたくなる賑わいのあるまち」の実現につながる必要な事業です。	○支援措置名 官民連携まちなか再生推進事業 ○実施時期 令和3年度	

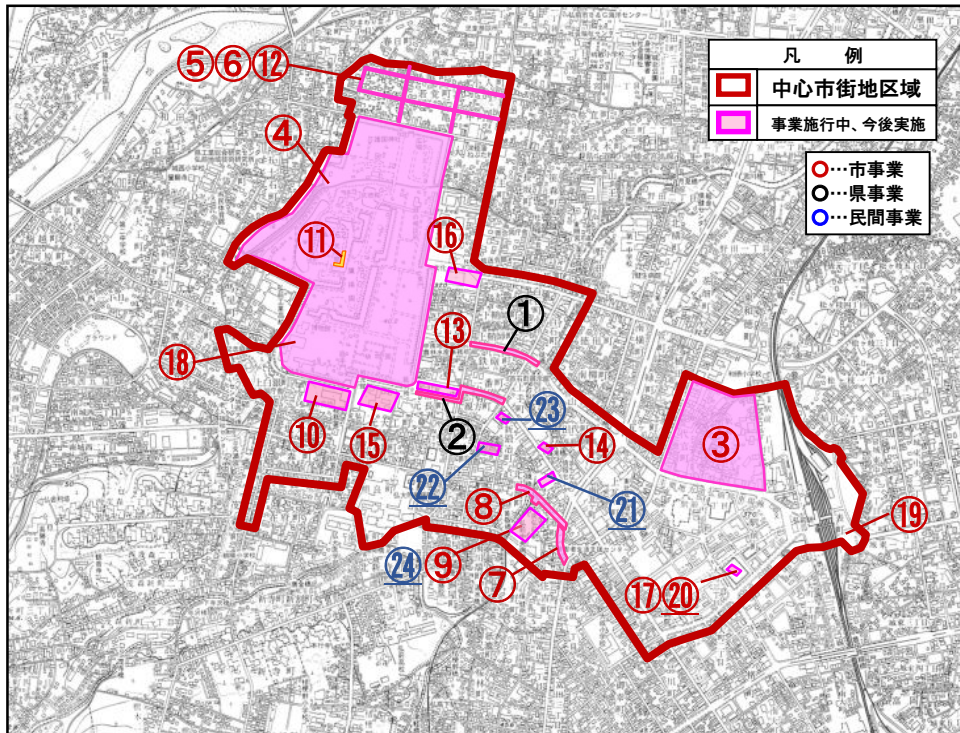
(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業等名 市内循環バス運	弘南バス(株)	郊外と中心市街地を循環するバスや中心市街地内を循環するバ		

<p>営事業 ○内容 土手町循環などの循環バスの運行(4系統) ○実施時期 平成11年度～</p>		<p>スの運行は、公共交通を利用した中心市街地へのアクセスを高めることは、「出かけたくなる賑わいと魅力のあるまち」、「歴史・文化とふれあえる観光のまち」の実現につながる必要な事業です。</p>		
<p>○事業名 サイクルネット活用促進事業 ○内容 観光施設における自転車を有料で貸出 ○実施時期 平成20年度～</p>	<p>弘前市、(公社)弘前観光コンベンション協会</p>	<p>市内観光の二次交通整備として、市内観光施設において自転車の有料貸出し、観光客の利便性を高めることは、「歴史・文化とふれあえる観光のまち」の実現につながる必要な事業です。</p>		
<p>○事業名 新幹線活用対策事業 ○内容 観光情報の発信、宣伝活動の推進等 ○実施時期 平成19年度～</p>	<p>弘前市、(公社)弘前観光コンベンション協会、商工会議所他</p>	<p>北海道新幹線開業による、当市へのインバウンド効果など、新幹線を活用した誘客を推進するために観光情報の発信や宣伝活動の推進を図ることは、「出かけたくなる賑わいと魅力のあるまち」や「歴史・文化とふれあえる観光のまち」の実現につながる必要な事業です。</p>		
<p>○事業名 イベント列車運行事業 ○内容 夏季の「納涼ビール列車」や冬季の「忘年列車」「けの汁列車」の自主運行及び団体等への貸切列車として運行 ○実施時期 昭和60年度～</p>	<p>弘南鉄道(株)</p>	<p>郊外と中心市街地を結ぶ弘南鉄道を活用したイベントにより、中心市街地への来街動機の向上や新たな観光資源としての魅力づくりにつながるものであり、「出かけたくなる賑わいと魅力のあるまち」、「歴史・文化とふれあえる観光のまち」の実現につながる必要な事業です。</p>		
<p>○事業名 吉野町緑地周辺整備事業【再掲】 ○内容 吉野町緑地周辺の拠点施設の整備 ○実施時期 平成27年度～令和元年度</p>	<p>弘前市</p>	<p>吉野町緑地を中心市街地の新たな魅力を創出する「文化・交流エリア」の拠点として、美術館を核とした賑わいの場とすることは、「出かけたくなる賑わいと魅力あるまち」、「歴史・文化とふれあえる観光のまち」の実現につながる必要な事業です。</p>		

<p>○事業名 弘南鉄道利用促進事業</p> <p>○内容 弘南鉄道の利用促進を図るための各種取組みを実施するほか、多様な媒体による情報発信を行う</p> <p>○実施時期 令和2年度～</p>	<p>弘南鉄道、弘前市ほか</p>	<p>中心市街地内の施設等と連携した「大鰐線生活応援切符 わにサポ」の発行などの各種利用促進事業の実施により、弘南鉄道の利用促進を図ることは、中心市街地への来街者数の増加や回遊性・買い物等による消費額の向上に寄与するものであり、「出かけたくなる賑わいと魅力のあるまち」、「歴史・文化とふれあえる観光のまち」の実現につながる必要な事業です。</p>		
---	-------------------	---	--	--

◇ 4 から 8 までに掲げる事業及び措置の実施箇所



事業名等	番号	事業名等	番号
県道弘前鰯ヶ沢線整備事業	①	市民中央広場拡張整備事業	⑬
県道弘前岳鰯ヶ沢線整備事業	②	中心市街地活性化広場公園整備事業（蓬萊広場）	⑭
弘前駅前北地区土地区画整理事業	③	追手門広場内観光施設受入環境整備事業	⑮
鷹揚公園整備事業	④	弘前文化センター環境整備事業	⑯
仲町地区伝統的建造物群保存地区電線共同溝整備事業	⑤	弘前市民文化交流館環境整備事業①	⑰
消雪溝整備事業	⑥	弘前市民会館環境整備事業	⑱
住吉山道町線道路整備事業	⑦	城東口駐車場整備事業	⑲
駅前広場・山道町樋の口町線街路整備事業	⑧	弘前市民文化交流館環境整備事業②	⑳
吉野町緑地周辺整備事業	⑨	(仮称)ルネスアベニューリノベーション事業	㉑
庁舎増改築事業	⑩	(仮称)城東閣リノベーション事業	㉒
弘前城本丸石垣整備事業	⑪	(仮称)土手町コミュニティパーク第二期整備事業	㉓
伝統的建造物群基盤強化事業	⑫	(仮称)吉野町煉瓦倉庫民間シールドルカフェ事業	㉔

ソフト事業等		
民間が事業主体	ホスピタリティ向上推進事業	地域公共交通再生モデル事業
中心市街地各種イベント開催事業	新幹線活用対策事業	Wi-Fi環境整備事業
弘前街歩き観光推進事業	クリエイティブコンテンツ発信事業（城フェス）	交通結節点ネットワーク環境向上事業
テナントミックス・商店街コーディネート事業	弘南鉄道利用促進事業	中心市街地誘導型パークアンドライド事業
アートスペース創出事業	市が事業主体	まちなかお出かけバス事業
藤田記念庭園利活用事業	子育て支援住宅制度	ひろさき観光情報発信事業
市内循環バス運営事業	雪対策環境整備事業	外国人観光客受入環境整備事業
まちなかミニシアター文化交流事業	空き家・空き地の利活用事業	大学コンソーシアム学都ひろさき活性化支援事業
ファッション甲子園開催事業	空き店舗活用チャレンジ融資利子補給措置	お試しサテライトオフィス事業
イベント列車運行事業	商業近代化資金融資の特例措置	スマートシティ構想推進事業
まちなかイメージアップ事業	まちなかクラフト村づくり推進事業	店舗シェアリング支援事業
民間と市が事業主体	空き店舗活用支援事業	大規模小売店舗立地法の特例措置（第一種大規模小売店舗立地法特例区域）
都市と農村交流事業	中心市街地雇用促進支援事業	花で彩るまちづくり推進事業
弘前感交劇場推進事業	商店街魅力アップ支援事業	地域情報システム運営事業
おいでよひろさき魅力発信事業	創業・起業支援拠点運営事業	地元商店街魅力発信事業（弘前ポスター展）
まち歩き観光パワーアップ事業	プロジェクトンマッピング事業	商人育成・商店街活性化支援事業
りんご王国魅力発信事業	中心市街地活性化協議会支援補助金事業	歩きたくなるまちなか形成事業
歴史的建造物等ライトアップ事業	景観形成・魅力発信事業	
おもてなしガイド育成事業	景観重要建造物保存・改修費助成事業	
サイクルネット活用促進事業	趣のある建物散策ガイドマップ作成事業	